

自然共生サイト 登録支援業務のご案内

30by30 目標をご存知ですか？

2030 年までに陸域・海域の各 30% 以上を保全する目標

(ポスト 2020 生物多様性枠組)

日本の保全地域の実情は、陸域：20.5% 海域：13.3% まだまだ足りない…
そこで期待されるのが

『自然共生サイト』

2025 年度に法制度化され、生物多様性を増進する活動計画を環境省・農林水産省・国土交通省が認定する制度です。この計画区域を『自然共生サイト』と呼びます。その対象は、国立公園などの保護区だけでなく、**企業地**や**農地**も視野に含まれています。認定された自然共生サイトのうち OECM※1 の基準を満たす場合は、国際データベースに登録されます。

※1 OECM : Other Effective area-based Conservation Measures

え?!意外とこんなところも?!



会社敷地内の緑地



事業地に創成したビオトープ

一度、ご相談ください!



事業地の農地

会社の事業地を自然共生サイトに登録することで、新たな企業の魅力が生まれます

・社会的信頼の向上

国が認定する制度のため、ネイチャーポジティブ・SDGs への取組みとして社会的に高い信頼性を得ることが出来ます。

・ステークホルダーとの関係強化

地域住民の方や自治体、従業員など事業に係る全ての人々に対して、環境保全活動を通じて社会的責任を果たす事業であることを示します。

・次世代への責任と貢献

生物多様性の維持は次世代へ環境資源のバトンを繋ぐ重要な責任です。

また、保全地を社内外に対する環境教育の場として活用するのはいかがでしょうか

9つの生物多様性の価値

場	① 公的機関によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場
	② 原生的な自然生態系が存する場
	③ 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	④ 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
	⑤ 伝統工芸と伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場
種	⑥ 希少な動植物種が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
	⑦ 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性がある種が生息生育している場
	⑧ 又は生息生育している可能性が高い場
機能	⑨ 越冬、休息、繁殖、採餌、移動(渡り)など、動物の生活史にとって重要な場
	⑩ 既存の保護地域等に隣接する又はそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場

動植物各分野のプロが調査・ご提案させていただきます。

1 企業地・農地・水辺など生物調査を行います

事業所内の緑地や周辺の環境には、あたりまえの種から重要な種まで、多くの動植物が生息・生育しています。それらを各分野のプロの手で調査し、明らかにします。

2 重要な種や指標種から生物多様性を評価します

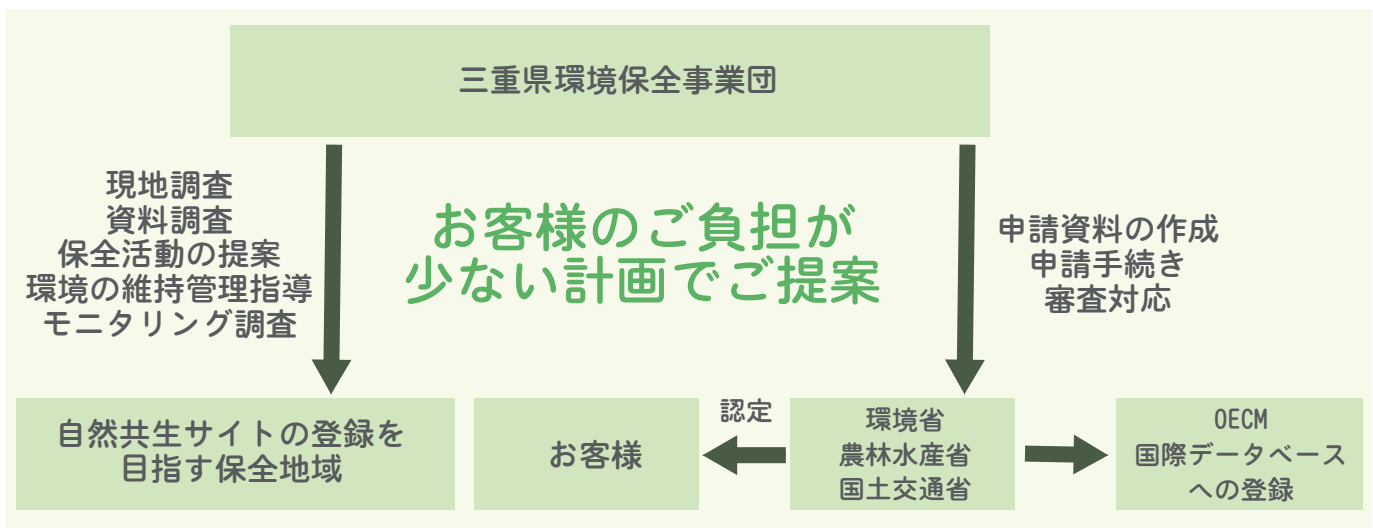
調査によって明らかになった動植物、特に重要な種や指標種に着目することで、現在の環境を評価します。各分野の専門家から「〇〇が生育しているので森が健全」、「〇〇が生息しているので水環境は良好」といった多角的な視点で生物多様性の評価を行います。



3 生物多様性を向上させるためのご提案をいたします

調査結果を踏まえ、生物多様性をより向上させるための効果的な対策をご提案いたします。例えば、緑地の管理方法、植栽樹種の選定、里山再生、ビオトープづくりなど、各種プランがございます。

自然共生サイト登録支援業務の流れ



なるべく費用を抑えたい！ サイト登録に必要な調査・申請・管理を一括して任せたい！
お客様の多様なご要望にお答えします！

一般財団法人 三重県環境保全事業団

環境コンサルティング部 〒510-0304 三重県津市河芸町上野3258番地
TEL:059-245-7509 FAX:059-245-7519



Mie Prefecture Environmental Conservation Agency

